

(質問)

災害とは何ですか。

(回答)

災害対策基本法では、「災害」の定義として、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」とされ、自然現象だけでなく、人為的な原因による被害も含むものとなっています。

「その他の異常な自然現象」とは、火山爆発、旋風、突風、地すべり、なだれ等が考えられます。

また、「その他その及ぼす被害の程度において・・・政令で定める原因」としては、同法施行令で「放射性物質の大量放出、多数のものの遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」と規定されています。ここでいう「その他の大規模な事故」としては、旅客列車の転覆、航空機の墜落、極端な雑踏（最近の例では兵庫県明石市での歩道橋事故など）、有毒性ガスの漏出等が考えられます。

問い合わせ先

連絡先 山梨県総務部消防防災課 防災対策担当
電話 055-223-1432 FAX 055-223-1439
E-Mail shobo@pref.yamanashi.jp

(質問)

災害に関する法律にはどのようなものがあるのですか。

(回答)

災害に関する法律はきわめて多く、150ないし200ともいわれています。これは、災害や防災が各省庁の業務の詳細な部分まで関係するためですが、これらの法律の間には重複があったり、逆にどの法律にも触れていない項目があったりしました。

このため、防災対策全体についての基本を定めるとともに、他の災害関係法令によりカバーされていない部分を補完するために制定されたのが「災害対策基本法」という法律（昭和37年施行）です。

災害対策基本法では、防災に関する事務処理について一般的な事項が定められ、特に各地方自治体における防災会議、防災計画、災害対策本部が定義づけられるなど、文字通り災害に関する基本的な法律の性格をもっています。

問い合わせ先

連絡先 山梨県総務部消防防災課 防災対策担当
電話 055-223-1432 FAX 055-223-1439
E-Mail shobo@pref.yamanashi.jp